平成24年5月15日

各　　位

会　社　名　スルガ銀行 株式会社
代 表 者 名　取締役社長　　岡野　光喜
（コード番号8358東証第１部）
問 合 せ 先　執行役員
　　経営管理部長　秋田　達也
（TEL. 03－3279－5527）

ストック・オプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成24年5月15日開催の取締役会において、会社法236条、238条、ならびに239条の規定に基づき、ストック・オプション付与を目的として新株予約権を発行すること、ならびにかかる新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する議案を、平成24年6月22日開催予定の当社第201期定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1．特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めるとともに当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図り、ひいては株主の皆さまの利益に資することを目的として、当社取締役（社外取締役を除く）および従業員に対し、次の要領によりストック・オプションとして新株予約権を有利な条件をもって割り当てるものであります。

2．本株主総会の決議による委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権（以下「本件新株予約権」という。）についての金銭の払い込みの要否

本件新株予約権につき金銭の払込みを要しない。

3．本件新株予約権の数の上限

４００個を上限とする。なお、新株予約権１個につき目的である株式数（以下「対象株式数」という。）は、当社普通株式 1,000 株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他対象株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で調整するものとする。

4．本件新株予約権の内容

（1）新株予約権の目的である株式の数

当社普通株式400千株を上限とする。

なお、上記3により対象株式数が調整された場合は、当該新株予約権に係る調整後の対象株式数に上記新株予約権の上限の数を乗じた数とする。

（2）新株予約権を行使することができる期間

平成26年8月1日から平成31年7月31日までとする。

（3）新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項にしたがい算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

（4）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

（5）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

平成24年5月15日の東京証券取引所における当社普通株式の取引の終値（取引が成立しない場合はその前日以前の各取引日に成立した終値のうち平成24年5月15日にもっとも近い日の終値）に1．05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、当該金額が、新株予約権割当日の終値（終値がない場合は、その日に先立つ直近日における終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が資本の減少、株式分割または株式併合を行う場合、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

（6）新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当てを受けた者は、権利を行使する時においても、当社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由がある場合、その他新株予約権割当契約に規定する一定の場合においてはこの限りではない。

②新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続を認めない。

③その他の条件は、本年定時株主総会および取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締

結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

（7）当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

①当社は、当社が消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約もしくは当社が完全子会社となる株式移転計画が当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会で承認された場合）であって、当社取締役会が取得する日を別途定めた場合は、当該日が到来することをもって、新株予約権を無償で取得することができる。

②当社は、当社取締役会が取得する日を別途定めた場合、当該日が到来することをもって、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。

（8）新株予約権証券

新株予約権証券は発行しない。

（9）新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

（10）その他

その他の募集事項の細目については取締役会の決定によるものとする。

（注）上記の内容については、平成24年6月22日開催予定の当社第201期定時株主総会において、「ストック・オプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件とします。

以　上